

津地方裁判所

〒514-8526 津市中央 3-1

【最寄りの公共交通機関からのアクセス】

近鉄名古屋線 津新町駅から徒歩約 15 分

JR 紀勢本線 津駅から徒歩約 30 分

三重県内の裁判員裁判対象事件数

・・・ 60 件



会場の声

法律や刑事裁判手続のことを知りませんが、参加しても大丈夫ですか？

裁判員制度は、国民のみなさんの参加により、色々な感覚や経験に根ざした新鮮で多様な視点が刑事裁判にもたらされ、より分かりやすく、身近で信頼される司法が実現されることを目指して実施されます。法廷においては、裁判官とともに審理に立ち会っていただきますが、検察官や弁護人の協力のもと、裁判員の方々が目で見、耳で聴いて分かりやすい審理を行います。例えば、争いのある点や証拠を大型スクリーンに映し出したり、みなさんが実感できる分かりやすい言葉で証人に尋ねたりして、裁判を進めます。また、裁判の結論を出す評議では、裁判員と裁判官が対等に意見を述べ、十分な話し合いを行います。もちろん、必要な法令に関する説明や論点の整理は、裁判官が分かりやすく行います。裁判員の方々の積極的な発言を期待しています。

(津地方裁判所刑事部 部総括裁判官 山本 哲一)

岐阜地方裁判所

〒500-8710 岐阜市美江寺町 2-4-1

【最寄りの公共交通機関からのアクセス】

JR 東海道本線 岐阜駅から徒歩約 20 分

岐阜バス「市民会館・裁判所前」バス停からすぐ

岐阜県内の裁判員裁判対象事件数

・・・ 46 件



会場の声

評議の場で議論がしっかりできるか心配です。意見が全然出ないとか、他人の言ったとおりで良いということにならないでしょうか？

確かに、被告人の有罪・無罪を議論して決めるなどということは、みなさんの普段の生活では経験されたことがないことでしょう。それだけに、ご心配はよくわかります。ただ、これまで模擬裁判に参加された方々は、評議の時には皆ご自分の意見をおっしゃって下さいました。最初不安そうにしておられた方もそうでした。あなたも大丈夫です。裁判を見て思ったことを、そのまま率直におっしゃって下さればよいのです。「こんなことを言って、間違っているのじゃないかしら？」そんなことはありません。私たち裁判官も、少しでも裁判員のみなさんが意見を言いやすいような雰囲気作りや評議の進め方を工夫します。どうぞご安心下さい。

(岐阜地方裁判所刑事部 部総括裁判官 田邊 三保子)